

# 保育内容に関する研究

## 「環境」領域に於ける学習内容の変遷と実態

後藤 紀子

### 1 問題の本質と研究の目的

保育士・幼稚園教諭養成課程（以下「保育者養成課程」）において、保育の内容「環境」（以下「環境」領域）は、「保育内容・方法に関する科目」群における「保育内容演習」の一科目である。

科目設置の意図は、保育・幼稚園現場での「身近な環境とのかかわりに関する領域」について学ぶものであり、学校教育法第23条にある「身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと」と、保育の専門的知識や技術を修得するために設けられた科目である。

「環境」領域の演習科目は、保育の内容「健康」「人間関係」「言葉」「環境」「健康」の5領域のひとつであり、保育内容指導法の各領域においてコア科目に位置し、「環境」領域の学びを包括して提供している。

保育士や幼稚園教諭（以下保育者）としての資格や免許取得者には、専門性が更に問われる時代になり、「保育所保育指針（以下指針）」や「幼稚園教育要領（以下要領）」の文言には、保育者の職業倫理や責任などの専門職を連想させる言葉が並ぶようになった。

近年、4年制大学においても保育者を養成する学部学科の設置が盛んになり、授業の工夫・

改善に関する要請が増している。授業改革の動きとして、FD導入化からスタートし、シラバスにおける各授業の内容の公開が必要となり、アクティブラーニングという新たな考え方を取り入れた指導方針が行われ始めた。加えて保育者養成課程においても、指針や要領の内容に触れた授業の展開と、学生の専門的学びをより確実なものとする事が求められるようになってきた。よって保育の専門職を養成する者にとって学生が保育学を難しい学問と感じないように、彼らへの伝え方の工夫を行い、学生の理解度を図る必要がある。

2017年3月に指針と要領が約10年ぶりに改訂（定）され、これからの保育の担い手を養成する役割として保育者養成課程がすでに検討されている。関係告示・省令・通知が改正され、新たな「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」が2019年度より新たに適用されることとなった。本稿を執筆する2018年から過去をみると、2011年に施行された前回の保育者養成課程改正から10年弱の年月が経っている。その間2015年4月には「子ども・子育て支援新制度」が施行され、保育をめぐる状況は大きく変化した。指定保育士養成施設（大学、短期大学、専門学校等）においても、これからの社会で求められる資質を備えた保育者を育てるために保育者養成課程の在り方を再検討する時期

にきている。

本稿では「環境」領域の科目において、いかに良質な学びの提供ができるかを考えるために、カリキュラムの位置づけを2つのデータから検討することにある。一つは保育者養成課程における学習基盤となる指針・領域の歴史の変遷である。もう一つは保育者養成課程の「環境」領域の学習実態である。これらのデータから「環境」領域の科目の意義を確認し、「環境」領域の学習方法の見直しや開発の手がかりとなる知識を見出す事が本稿の目的である。

保育とは「環境を通して行う教育」だと言われている。子ども達が周囲の人や物などの環境に主体的に関わり、保育者や友だちとのやりとりを相互にしながら自らで成長していく。それが発達であり、子ども達の成長に必要な経験を得られるように援助する営みが保育の在り方としてある。本稿における研究意義は、「領域」としての「環境」を定め就学前の子どもの多様な経験を構造的視点で捉えてきた保育を開拓してきた者達の考え方を整理する事である。加えて保育の基本として現場に受け継いでいくものを見極める事が必要であると考えている。

また指針等は、保育者が指導計画を作成する際、「保育の目標」が具体化されている領域を確認し、内容に踏まえた実践を行っていく用途があり、「環境」領域の学習方法の見直しや開発を目指していく事は意義がある。保育者養成課程におけるカリキュラムをみると、「環境」領域の科目は他の保育内容よりいち早く学ぶ傾向にあり、低回生で開講している現状がみられる。これは保育内容の総論的役割も担う背景があり、保育内容全体の理解を深めるだけでなく、学生の「環境」領域への興味関心が高まる事に大きな期待をしつつ、どのような学びを優先させるかを考えたい。

## 2 環境領域における学習内容の変遷

保育現場では、新たな指針等の運営が2018(平成30)年度よりはじまる。本稿においてはまず保育内容の変遷を辿ることから始める。これまで保育内容の変遷をまとめた文献は、青木(2017)の「人間関係」領域の理解の方法を論じた研究や、山内(2017)の「表現」領域における指導方向を「幼稚園教育要領」の変遷から考える研究が存在するが、本稿をまとめるにあたっては、「環境」領域を整理する必要と、「環境」領域周辺の保育内容の変遷も同時にみる。

その方法として、我が国で幼稚園教育が始まった時代である事に加え、その中ではじめて「保育内容」が載せられた事からも明治期を本稿のデータ収集の起点としている。現行版までの要領と指針のポイントと保育内容についての記述を読み込み、我が国における保育・幼児教育の変遷と保育内容をまとめ、目的に従ってまとめたものを考察につなげ、「環境」領域の意義を導く。

### 1) 保育内容の歴史

#### ①明治から戦前まで

わが国で最初に創設された幼稚園は、1876(明治9)年にできた東京女子師範学校(現お茶の水女子大学)の附属幼稚園であった。「満三年以上満六年以下」の幼児の保育をした保育内容は、フレーベルの「恩物」を用いその他に「博物理解、計数、唱歌、説話、体操、遊戯など」一日4時間保育時間表に沿った生活をしていった。

1899(明治32)年に「幼稚園保育及設備規定」(文部省)が公布され、わが国で初の法的基準が施行された。保育内容は、「遊嬉・唱歌・談話・手技」の「保育4項目」と呼ばれ、「遊嬉」は幼児が自らで遊ぶ自由保育「随意遊嬉」、歌曲

に合わせ共同で行う「共同遊嬉」、音楽に親しみ歌をうたう「唱歌」、人と話をする「談話」、聞く事をしながら言葉を習得する「手技」は、恩物を用い手と目の協応や認知力を養う事とされた。

年号が変わっての1926(大正15)年「幼稚園令」が公布され、幼稚園にとっての初めての勅令が文部省から出された。同時に制定された「幼稚園令施行規則」での保育内容は、「遊技、唱歌、談話、手技等」の項目に「観察」が加わり5項目となり、保育内容が工夫できるように「ねらい」がつけられた。自然観察や動物飼育や植物栽培などは「観察」と呼ばれ、保育内容として位置づけられた。やがて日本は戦時下に入り、保育内容も「体育・生活・規律」なる訓練が含まれるようになり、唱歌や説話についても、戦意感情を高めていく事を目的とした内容の保育が増えていった。

## ②戦後から保育指針制定まで

戦後、戦災により多くの幼稚園が閉園・消失し、家庭や地域社会を失った子ども達も多くいた1946(昭和21)年に日本国憲法が制定された。その理念に基づき教育や福祉関係の法律も相次ぎ整備されていった。1947(昭和22)年には「教育基本法」「児童福祉法」が制定され、幼稚園は「学校教育法」が定める学校の一つになった。また託児所等は児童福祉法の定める児童福祉施設の一つとして「保育所」となり、厚生省(現厚生労働省)の管轄となった。

更には1948(昭和23)年、文部省(現文部科学省)が「保育要領—幼児教育の手引き—」(以下保育要領)を刊行した。この保育要領は、幼稚園・保育所・家庭等に対する保育の手引書としての扱いをされた。ここでの保育内容は、「楽しい幼児の経験」とされ、12の項目「見学・リズム・休息・自由遊び・音楽・お話・絵画と

製作・自然観察・ごっこ遊びと劇遊びと人形芝居・健康保育・年中行事」に分けられ、項目ごとに保育内容の具体的活動例を示し、加えて「休息」や「健康保育」など養護的な内容を含んでいた。

一方で保育所保育の基準となるものは、厚生省が公布し施行した「児童福祉施設最低基準」の第55条に規定された。その保育内容には、「健康状態の観察・個別検査・自由遊び・午睡・健康診断」が書かれ、自由遊びの具体例として、「音楽・リズム・絵画・製作・お話・自然観察・社会観察・集団遊び」が挙げられた。厚生省は保育所保育の在り方を示すために、1950(昭和25)年に保育所運営要領を発行した。この要領には保健指導や家庭指導に至るまで文章で触れておりこの時代の保育所を支えた。

幼稚園に関しては、1956(昭和31)年に保育要領が改訂され、幼稚園教育要領(以下要領)が制定された。そこで初めて保育内容を「領域」が規定され、「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作」の6領域に再編し「幼児の発達上の特質」と各領域ごとに「望ましい経験」が列挙され、保育内容が詳しく書かれるようになった。それまでに発行されていた保育要領は、系統性を欠いた構成でカリキュラム編成の手がかりが困難という問題を持っていたが、要領の中に領域が加わり、「まえがき」において「幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした」と記された。

要領は、1964(昭和39)年に初めての改訂が行われここでは告示化された。よって法的拘束力をもつようになり、1956(昭和31)年版では「望ましい経験」とされた表記が「幼稚園教育の目標を達成するために、原則として幼稚園修了までに幼児に指導することが望ましいねらいを示したもの」にかわった。この変更に伴い、子どもの経験や活動はいくつかの領域を跨

ぐ「総合的」なものと強調された。改訂の1年遡り1963（昭和38）年、文部省と厚生省の両省局長から「幼稚園と保育所との関係について」の通知が出され、「保育所の機能のうち、教育に関するものは幼稚園教育要領に準ずる」とし3歳以上の教育の部分に関する保育内容は、幼稚園と保育所で同一のものである事が明確化され現在までに引き継がれる事となった。

その後、要領の内容を踏まえ、1965（昭和40）年に保育所を対象とした保育所保育指針（以下指針）が厚生省から制定された。この中で「保育所における保育は、養護と教育の一体化」という考え方が示される事となった。乳幼児を7つの年齢区分に分けそれぞれに保育内容を示し、1歳3ヶ月から2歳までの乳幼児に対しては「生活・遊び」の2領域、2歳児に対しては「健康・社会・遊び」の3領域、3歳児に対しては「健康・社会・言語・遊び」の4領域、4歳以上の保育内容は要領に準じて「健康・社会・言語・自然・音楽・造形」の6領域にまとめられた。

1964年版の要領は国家の基準として告示されたのに対し指針は、通知として発表され「保育内容」を充実するための参考程度の文章にとどまり、法的な拘束力は持てなかった。

### ③平成の各改訂（定）

平成元年から現在まで1989（平成元）年に要領、続いての翌年には指針がそれぞれ25年ぶりに大きく改訂された。要領には「幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う事を基本とする」事が明記され、幼児教育はこれにより保育者主導ではなく子ども主体となる事が強調された。

これまでの要領や指針の中での領域には、小学校の教科を連想できるような表記であった6領域から、現在にも続く「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域に変更された。

「ねらい」と「内容」と「領域」の捉え方を明確化する事と保育の質向上が改訂の意図とされ、この「保育内容」の考え方は現在も継承され、要領の基本形はここで示された。指針は要領に準じて保育内容を見直しをしつつも、一方で「家庭教育の補完」の役割を新たに位置づけられた。

要領はその後1998（平成10）年に第3次改訂され、幼稚園教育の目標を「生きる力の基礎」の育成であることが示され、「預かり保育」を新たな幼稚園機能に含められた。

「生きる力」とは、小学校から高等学校に至るまで育む事を目指される力で、幼稚園教育が小学校教育の次に向かう教育として連続する事を明確にするものである。指針は1999（平成11）年に第2次改定がなされ、「保育内容」の表示が「年齢区分」から「発達過程区分」に変化した。ここでは要領改訂への対応ではなく平成の時代背景に対応させた。保育所内に地域の子育て家庭を支援する機能の文言が加えられた。また、子どもの発達特質に応じるために「保育士の姿勢と関わりの視点」が示され、「乳幼児の最善の利益を考慮」する子ども達の人権に配慮する文言が含まれるなど、新たな保育所保育の在り方が明記された。大きな変化として「保母」と呼ばれていた職業名が「保育士」に名称が変更され、2003（平成15）年には児童福祉法の一部が改正され、乳幼児の養育者に対する相談や助言を行う「子育て支援の役割」が示されるようになった。

2008（平成20）年に要領の4回目改訂が行われた。小学校との円滑な接続と、地域・家庭との連携をふまえたりと幼児教育を充実させ、「預かり保育」や「地域における幼児教育期の教育センター」として機能面での強化がなされた。指針についても同時に改定され、厚生労働大臣による告示化となり、法的拘束力をもつよ

うにした事で指針・要領と同等の確保が図られた。

国家の基準の元で指針の大綱化が図られ、保育所の役割の明確化や保育内容の改善、保護者支援の職務化が示された他、保育の質の向上を狙い「保育計画」が「保育課程」と改められた。

#### ④ 認定こども園法と現行版の要領・指針

「幼稚園」と「保育所」は目的や役割が異なるも、社会的ニーズに応えそれぞれが発展を続けてきた。近年の社会構造や保護者の就業構造等の変化に伴い、就学前の子どもに関する教育・保育のニーズの多様化に答える形で新制度ができた。幼稚園と保育所の両方の機能を果たすことが可能な施設として、2006（平成18）年、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」）が制定され、認定こども園の制度がスタートした。2012（平成24）年に一部改正が行われ、2015（平成27）年4月から子ども・子育て支援新制度とともに施行された。

認定こども園の教育課程とその他の教育及び保育の内容に関する事項を定めた、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「教育・保育要領」）は、2014（平成26）年4月に内閣府・文部科学省・厚生労働省によって各省庁で共同告示され翌年4月に施行された。

制定されたばかりの「教育・保育要領」ではあるが、子どもを取り巻く環境の変化や日本の未来を担う子ども達の人間形成を目的として社会の流れに対応し、更にこれまで各々が示してきた2つの要領と1つの指針を繋げるための改訂（定）が、2017（平成29）年に揃って行われた。少子化に伴う様々な課題を踏まえつつ、子育て支援に関する文言を増やし、内容に厚みをもたせた。

更には小学校との連携についても強調し、各

要領と指針の整合性が図られた。「就学前教育の重要性」「待機児童問題」「虐待問題」等、社会情勢を見据えたそれぞれの改訂版のポイントは、「子どもの発達（月齢・年齢）にあわせて保育する」という、子どもの発達にあわせて保育するだけではなく保育者独自の関わり方についても規定された。

保育内容においては、保育のねらい及び内容に関する「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域の定義に至るまで全て同じ文言で統一され各要領と指針で共通になった。「3歳未満児」については、保育所独自でありつつ、保育者が関わる年齢の子どもとどう本質的に接して保育するか視点で書かれているため、これまでの発達の過程の記載だけでなく、小学校入学以降を見据えた乳幼児期の発達の連続性が示された。

## 2) 保育内容「環境」の変遷

明治期に記された「保育内容」は時を経て今なお、要領や指針において記されている。領域「環境」は、1956（昭和31）年2月と1964（昭和39）年3月のそれぞれで改訂版が出されるまでは、6領域（健康・社会・自然・言語・絵画製作・音楽リズム）の中の「社会」と「自然」を統合したものが領域「環境」と捉えられている。1989（平成元）年の要領・指針の改訂において、領域「自然」から「環境」になり現在に至る。

現行版である2017（平成29）年版「環境」領域に関する内容は、昨年度まで使用された2008（平成20）年8月改定版の指針「環境」を含め3回改訂がなされたものである。現行版「環境」と2008（平成20）年版要領の保育内容「環境」の中身（資料①）は表のとおりほぼ変更されていない。

資料① 2008年・2017年保育所保育指針新旧対照表

2008年度改定版	2017年度版改定版
<p>ウ環境 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p>	<p>ウ環境 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p>
<p>(ア)ねらい ①身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。 ②身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 ③身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p>	<p>(ア)ねらい ①身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 ②身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 ③身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p>
<p>(イ)内容 ①安心できる人的及び物的環境の下で、聞く、見る、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。 ②好きな玩具や遊具に興味を持って関わり、様々な遊びを楽しむ。 ③自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。 ④生活の中で、様々な物に触れその性質や仕組みに興味や関心を持つ。 ⑤季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。 ⑥自然などの身近な事象に関心を持ち、遊びや生活に取り入れようとする。 ⑦身近な動植物に親しみを持ち、いたわったり、大切にしたり、作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く。 ⑧身近な物を大切にする。 ⑨身近な物や遊具に興味を持って関わり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。 ⑩日常生活の中で数量や図形などに関心を持つ。 ⑪日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心を持つ。 ⑫近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する。</p>	<p>(イ)内容 ①自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。 ②生活の中で様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。 ③季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。 ④自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。 ⑤身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付く、いたわったり、大切にしたりする。 ⑥日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。 ⑦身近な物を大切にする。 ⑧身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。 ⑨日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。 ⑩日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。 ⑪生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。 ⑫保育所内外の行事において国旗に親しむ。</p>
	<p>(ウ)内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては次の事項に留意する必要がある。</p> <p>①子どもが、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付く、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の子どもの考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。</p> <p>②幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、子どもが自然との関わりを深めることができるよう工夫すること。</p> <p>③身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分から関わろうとする意欲を育てるとともに、様々な関わり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。</p> <p>④文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。</p> <p>⑤数量や文字などに関しては、日常生活の中で子ども自身の必要感に基づく体験を大切に、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。</p>

### 3 「保育内容」と「環境」領域の変遷理解

我が国の保育内容は、時代や社会の要請を受け明治以降変化を続けている。保育内容の歴史を学び、保育内容のあり方をさぐる必要性を理解しつつ、保育内容の変遷を総合的に捉え、保育内容の理解から学びの重要性の根拠を探さねばならない。

指針・要領はほぼ10年おきに改訂され、2017年に要領は5回目、指針は4回目の改定を迎えた。現在我が国の保育内容の基礎として示すものは、指針・要領・保育要領の3種類になりそれぞれの要領・指針を参考にした保育の展開がスタートしたばかりである。

2017年に改定された指針の内容については、昨年度まで現場で使用されてきた2008年版指針の内容との比較を試みる事で改定の特徴と課題を読み解けると期待できる。

#### 1) 「保育内容（現行版）」のポイント

##### ① 「保育の内容」の年齢区分について

現行版の指針では、「乳児に関わるねらい及び内容」「1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容」「3歳以上児の保育に関するねらいおよび内容」と、保育所で生活する子ども達の月年齢を細かく区分して、成長過程ごとに丁寧記述されるようになった。改定にあたっては「社会保障審議会児童部会保育専門委員会」にて議論を重ねたという。資料②にまとめた指針・要領等の改訂（定）のポイントをみる。乳児保育や3歳未満児の保育が強調された変更の裏には、2017年度末での厚生労働省が出した統計データがある。調べによると、1～2歳児の保育所利用率が46.5%に上昇しており、この結果を受けて改定された。

2008年度版指針の保育内容には、年齢区分はなかったものの、項目上では月年齢順とわか

る項目順で記されていた。加えて改定前の指針の第2章では、「子どもの発達」目安が記載されていたが現行版では削除された。乳児期の子どもの発達は保育において重要なものである考えから、1965（昭和40）年の指針からこれまで、指針には常に「発達の章」が示されてきた。同時に「保育内容の章」を合わせて見ると、現行版では指針の他にも発達系教材が並べられ子どもの成長過程を捉えつつの、指針の理解が必要になった事が見て取れる。

そもそも5領域は、子どもの発達や育ちの状態をみる視点であると触れられているため、保育内容「環境」における教授法も、各月年齢に応じた遊びを学ぶ際、発達がみえる資料を提示していく事が必要であろう。

これまでも保育内容は月年齢ごとに表記がなされてきた。1965（昭和40）年版指針では、1～2歳児の1日の保育所内での活動の中心は「生活・遊び」とされた。1965（昭和40）年版指針で触れられているように、月年齢ごとで領域を捉える事は、発達のプロセスを細やかに区切って理解する必要性と、保育内容の充実に対応する力をつける事に加え、5領域を広く捉える（図1）際、複数の育ちの要素が含まれるものをみる力をつける事も必要な点で、保育者と

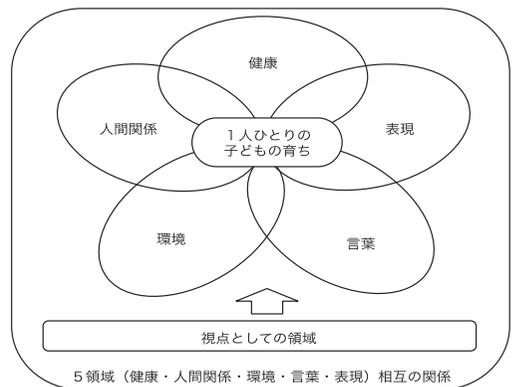


図1. 生きる力の基礎育成をするための5領域の関係図

資料② 2017年に改訂された各要領・指針のポイント

幼稚園教育要領の改訂ポイント	保育所保育指針の改定ポイント	幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂ポイント
幼児教育において育みたい 資質・能力の整理	乳児・1歳以上3歳未満児の 保育に関する記載の充実	教育及び保育に関する 全体的な計画の作成
「高等学校を卒業する段階で身に付けておくべき力は何か」の観点等を共有し、幼児教育において育みたい資質・能力を「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」の3つに整理し、遊びを通しての総合的な指導を行う中で一体的に育むねらいを示した。	この時期の重要性を踏まえ、3歳以上児と別項目を設け記載内容を充実した。発達の特性と合わせ保育内容を記載、養護の理念を総則で重点的に示した。	教育及び保育時間が異なる他、在園期間も異なる園児がいることを前提に、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえながら、教育及び保育の全体的な計画を策定する重要性を示した。
幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントの確立	保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ	「全体的な計画」について
資質・能力を育むため、幼児の調和のとれた発達を目指し、具体的なねらいや内容を組織するとともに、PDCAサイクルの確立等の側面からカリキュラム・マネジメントの機能を発揮し、幼児の実態を踏まえた教育課程を編制と改善・充実させた。	保育所保育も幼児教育の重要性を全面にし、卒園までに育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方、小学校との接続について記載内容を充実させた。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を確保した。	園児の園生活全体を捉えた計画や、一時預かり事業などで行う活動の計画など、いろいろなものが関連づけが必要に対応して、解説を通じて具体的に分かりやすく示した。
資質・能力の育成に向けた教育内容の改善・充実	子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し	子育ての支援の配慮
現在の5領域を引き継ぎつつ、資質・能力の三つの柱に沿って内容の見直し、非認知的能力の育成など、現代的な諸課題等を踏まえた教育内容の見直しを図るとともに預かり保育や子育ての支援を充実させた。	子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して記載内容を見直した。	認定こども園法により子育ての支援を行うことを義務付けられ、園にとって子育ての支援を重要な役割とし、在園児の保護者と地域の子育ての支援を地域の関係機関と協力しながら支援する。これに対し園ごとで望ましい形を見つけ、保護者の実態やニーズを知る貴重な機会とし、独自の子育ての支援を考えていく事が示された。
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化	保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性	
幼児教育と小学校教育との接続の強化のため、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にし、その評価の在り方も示した。	保護者と連携し「子どもの育ち」を支える視点を重視するとともに、地域における子育て支援の役割を示すため、「保護者に対する支援」から「子育て支援」に改め、記載内容を充実させた。	
学びや指導の充実と教材の充実	職員の資質・専門性の向上	
幼児の障害の状態や生活で考えられる困難さに配慮した指導ができるよう、「困難な状況」に対する「手立て」等を示し、日々の継続的な教材研究の必要性などについて明確化を図った。	職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会を充実する事を示した。	

しての実践力を充実するための知識の整理が必要になる。

保育者らは、生後2ヶ月の子どもが入所してきたとしても、小学校入学時以降の姿を視野に入れた保育を展開することが求められる事になるが、指針の発達過程はあくまでも1つの目安であり参考にすることは無論大切でありつつも、子どもの個を大切にしながら発達を捉える事と複数の育ちの要素が含まれている事を重要視せねばならない。

### ②3歳以上の5領域の「ねらい及び内容」の統一

無藤(2017)は、「現行版指針の第1章「総則」に示される「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」は、これからの幼児教育におけるキーワードである」という。無藤は、「育みたい資質・能力」を「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」にまとめ、具体的な子どもの成長の様子などから、その姿が見えるようになった。現行版の各要領・指針のポイント(資料②)にも触れている「幼児期に育ってほしい姿」が保育所・幼稚園・認定こども園でも共通する事となったが、保育所は子どもの主体的な遊びを通じて学ぶ(=幼児教育)を行う施設であることが示された事になるといえる。各要領・指針の3歳以上の保育内容「ねらい及び内容」には、5領域すべての項目で、1「ねらい」2「内容」3「内容の取扱い」(要領には基本的事項が追加されている)としてまとめられ、各要領・指針で統一された。これまでの各要領・指針では、「ねらい」は同じであったが、「内容」はそれぞれ異なっていた。

「環境」領域では、「日常生活で我国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」項目が追加されたが、これは全ての学校種の学習指導要領において、我が国の伝統文化教育に重きをおいた影響であると考えられる。これまで各保育所

ごとで日本文化や伝統行事を意識した保育を大切にしている。子ども達が日本の伝統的文化に触れる機会を積極的に取り入れ、保育内容にも位置付けてきたため、あまり違和感はない。

また小学校課程へ繋げるためであろう、「思考力」について連想できる内容も含まれている。「環境」領域における「身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ」は、2017(平成29)年告示の学習指導要領(以下指導要領)「資質・能力」の「思考力・判断力・表現力等」と「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱を意識しての文言であろう。

また、各要領に合わせての「環境」領域には、「保育所内外において国旗に親しむ」と表記が指針に加わった。国旗や国歌については、1989年改訂版の要領から「環境」領域に含まれた事になり、指針ではこれまで「近隣の生活に興味や関心を持ち、保育所内外の行事などに喜んで参加する」項目から本改定で「国旗に親しむ」に変わった。国旗や国歌斉唱についてはこれまで学校現場では様々な物議がだされた事があったが、保育者養成課程の授業においても加わる事になった。

### ③保育内容の行方

日光ら(2018)は「保育内容総論」の科目は、「養護と教育に関わる領域であり「保育内容演習」に先立ち、保育内容の全体的な構造を理解するために設定されているにもかかわらず、「乳児保育」に関する内容が外れることに疑問を感じる」と述べた。これは各領域ごとの科目にも同様の事が言えるだろう。乳児保育の区分を切り離さないように体系的に学びに繋げる事は、5領域を切り離して考えない原則(図1)と同じく複数の教科で学びを深めていく必要がある

と考える。

改定された指針等の「保育内容」も、今後の保育者養成課程では年齢区分によって「保育内容を理解する」科目が変わる事で、学生の学びに不利益にならないよう各教科においてバランスよく伝えるあるいは、必要な学びをこぼさないように教育する必要がある。

また、保育者養成課程における保育内容の学びの変遷を、教科書・要領・指針を基礎資料として「環境」領域でも同様に伝える必要がある。保育内容についての歴史的な変革が2017年におこり、新たに保育現場や幼児教育分野で展開期を迎えた事で各要領や指針の改訂（定）に伴った。この事で「環境」領域の学習内容・履修方法も変化をみせるであろう。

要領や指針の変遷を辿ると、この30年は保育内容についての変化は余りみられなかったが、時間をじっくりとかけて保育の専門性を深めていくための改訂（定）がなされてきた事が、理解できた。

特に近年少子化が進んだり養育者の共働きの増加問題が厚みを増し、保育や幼児教育の在り方の検討が急がれている。家庭における養育が難しくなった今、子どもの様々な体験を保育所等で補える様に保育の内容が益々問われてくる事で、保育における「環境」の意義は大きくなると考える。

#### 4 「環境」領域における学習内容の実態

指針等における「環境」領域の学習の目指すものは、「周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う」事にある。

原子（2014）が、「今日では、遊びを知らない子どもや遊べない子どもが増加している。」と述べたように、子どもを取り巻く環境の変化

に伴う自然体験の乏しさが顕著にみられる昨今、乳幼児期における自然環境との関わりの重要性が唱えられている。

そのため保育者の養成校の学びにおいては、子どもの自然環境との関わりを促進させ、援助していくにあたり自然体験を多く持たせ、その豊かさを感じる学生の感性を育み伸ばす事を求めなければならない。保育者を目指す学生達の現在の姿の多くは、自らの育ちの過程や日常生活の中で自然環境と関わる機会が著しく少ない傾向がある。

小澤（2014）は、「常に緊張した身体や自律神経調整の不全による体調管理のまずさなどがみられる現状の要因のひとつとして子ども時代の自然体験や生活体験の不足を指摘する」とした。この指摘は、いかに子ども時代の体験活動が必要かが含まれている。保育者としての心身の健康も気になると同時に、まずは学生自身が遊びの面白さを実感し自然環境の関心を高めて欲しい。

現在、保育者養成課程での「環境」領域の授業で使用されているテキストの目次（表1）をみると、学習内容の実態をみる事ができる。教科書に記載された保育の知見に基づきながら、基礎理論から実践内容まで明記された目次のテキストデータを収集しその傾向を明らかにする。

川俣ら（2015）は、保育者養成課程でテキストとして用いられている「保育内容総論」の書物の内容を調査し、「保育についての歴史から現在の保育に関してのもの」と、「現場に即した「保育内容」の詳細を取り扱ったもの」のタイプには2種類、すなわち「包括型」と「理論型」があったとまとめている。関連科目である「環境」領域のポイントも同様に各書物の目次ごとで確認してみる事で学習内容の傾向が見られると考える。保育者養成課程における「環境」

表 1. 保育内容で使用するテキスト一覧

①保育・幼児教育シリーズ 環境の指導法／若槻芳浩編著 玉川大学出版部	
第1章 保育の基本と環境	第5章 領域「環境」の保育内容
第2章 領域「環境」とは	第6章 領域「環境」のデザイン＝環境構成
第3章 領域「環境」の指導	第7章 領域「環境」の現代的課題
第4章 領域「環境」の内容	
②新子どもと環境「理論編」／小田 豊編著 三晃書房	
第1章 新たなステップをふみだした幼児教育と領域「環境」のとらえ方	第7章 自然事象にかかわる活動
第2章 幼児の発達と環境	第8章 地域にかかわる活動
第3章 環境の構成	第9章 情報にかかわる活動
第4章 指導計画の作成	第10章 数・量・図形にかかわる活動
第5章 植物・動物とふれあう活動	第11章 他の領域や総合教育・小学校教育とのかかわり
第6章 物とふれあう活動	
③保育実践に生かす保育内容「環境」 高内正子監修・上中修編著／保育出版社	
第1章 環境とは	第7章 環境を構成の方法
第2章 子どもの育ちと環境にかかわる力の関係	第8章 子どもにとって安全な環境づくり
第3章 人とかかわる力はなぜ必要か	第9章 「食と農」の教育
第4章 自然にかかわる力はなぜ必要か	第10章 身近な植物への関心を高める
第5章 ものや道具にかかわる力はなぜ必要か	第11章 身近な小動物への関心を高める
第6章 日常生活での興味・関心はなぜ必要か	第12章 領域「環境」の実践力
④保育・教育ネオシリーズ 保育内容・環境 岸井 勇雄・無藤隆・湯川秀樹／同文書院	
第1章 領域「環境」の意義	第5章 人的環境としての友だち・保育者の役割
第2章 子どもの発達と環境	第6章 子どもの発達と物的環境の役割
第3章 子どもの発達と自然環境	第7章 好奇心・興味・関心を育てる環境
第4章 子どもの発達と園環境	第8章 これからの幼児教育と課題
⑤保育内容 環境 保育の内容・方法を知る 小田豊・湯川秀樹編著／北大路書房	
第1章 保育内容「環境」の意義	第7章 自然環境としての動植物
第2章 保育内容「環境」と幼児理解	第8章 日常生活のなかでの興味や関心
第3章 好奇心・探究心を育てる指導	第9章 地域・行事とのかかわり
第4章 思考力の芽生えをはぐむ指導	第10章 身近な植物への関心を高めるには
第5章 人的環境としての友だち・保育者	第11章 身近な小動物への関心を高めるには
第6章 物的環境としての園具・遊具・素材	第12章 領域「環境」の実践力は、どう高めるか
⑥保育と環境 [改訂版] 矢野正・小川圭子編著／嵯峨野書院	
第1章 保育の基本と領域「環境」	第7章 自然環境としての動植物
第2章 子どもの発達と保育内容「環境」	第8章 人的環境としての保育者・友だち
第3章 好奇心・探究心を豊かに育む	第9章 物的環境としての園具・遊具・教材
第4章 思考力の芽生えをはぐむ指導	第10章 安全教育和保育環境のデザイン
第5章 身近な生活の中でのかかわりと指導	第11章 保育環境と指導
第6章 環境を生活に取り入れる指導	第12章 小学校教育との連携

領域の指導法についてを対象としたシラバスをホームページ上から探し、教材等でよく使われていたテキストの一覧をまとめた。

本研究では、まず保育者養成課程を置く大学の「保育内容（環境）」の教授法を検討する事を通して、現状の演習の取り扱いについて明らかにするとともに、その結果から課題を検討する。それによって保育内容「環境」領域の演習

方法のカリキュラム作成のための傾向をつかめるだろう。

保育者養成課程の学習実態として、保育内容「環境」のテキスト6冊（表1）の内容を目次から検討する。これから保育を学ぶあるいは、まだ経験の浅い保育者等は子ども達に「環境」領域をどのように捉えて発展させるのか、保育者養成課程においての全体的な教育の傾向をテ

キストの目次内容からみる。

無藤（2009）は、「保育内容を重視すべき」と述べ保育は「子どもとの関係において成り立ち、そこで対象が何であるかは決定的に重要である」とした。

#### 1) 「環境」領域に関するテキストからみえるもの

現在保育者養成課程でのテキストにおいて取り扱われている内容や構成は様々である。テキストの独自性が現れ、「環境」領域の教科の範囲の広さや、教授する教員の専門域の違いなど学びの広さが示された。

川俣ら（2015）と同様に、テキストには、「『環境』領域についての歴史から現在の保育に関して」（包括型）と、「現場に即した「保育内容」の実践の提案」（理論型）の2つの傾向が出現した。更には、前項でまとめてきた「保育内容の変遷」についても「環境」領域で使用するテキスト全てにおいて触れられていた。ここから「環境」領域の授業が、保育内容の総論に似た科目である事が改めて理解できる。「環境」領域の科目が低回生で開講される意味と繋がり、基礎的な保育内容の学びから保育内における「環境」領域に関した実践に結びつく学びまで、幅広く伝える事が必要な科目であると認められる。

まずは、保育内容の変遷を伝えていく必要性とともに、「環境」領域で行う演習では、「自然」「数字」「情報」「地域」「行事」など一見、教授する専門領域はいずれに焦点をあてるのかとまどう程の幅広い知識を、いかに学問として理解につなぐことができるかを考える必要があるだろう。テキストの一覧を眺めると小学校との接続が盛込まれている科目である理解も容易にできる。保幼小の連携についての学びにおいて「環境」領域の演習はイメージしやすい科目である事もこの教科の重要なところである。

## 5 まとめ

図1は、「一人一人の子どもの育ち」について、生きる力の基礎育成をするための5領域の関係を示したものである。小学校には各教科で構成されるカリキュラムが存在するが、幼稚園・保育園・認定こども園には、「領域」という考え方で保育の内容をみる。

小川（2002）は、「生活や遊びというまるとの経験の中身を見極め、まるとの経験のなかで育っているさまざまな面を発見し、そうした面が育つような援助を考えたり、子どもの発達の側面を異なった遊びや生活を通じて長期にわたって見通すことができるようにするために考えられたもの」と、「環境」領域のあり方を述べている。

「保育内容」は、子どもの遊びや生活を捉える場合、すなわち子どもの育ちと学びをみる場合の窓口であるとしてもしばしばいわれ、多面的に子どもを捉え把握する事ができる。森元ら（2010）は、「幼児には日常の「生活」と「遊び」があり、幼児の生活自体には「領域」はない。保育者が保育内容を区分するための便宜上の区分を示したものが「領域である」という見方をしている。加え、「一般に保育者養成校では、保育内容を領域に分割して教授しているが、幼稚園や保育所で行われている保育の実際においては、保育内容は園生活の全体を通して指導するものである。」と領域毎に内容を取り出して指導を行うことがあってはならないとある。

とはいえ養成校においては、保育内容を領域ごとに学習している。現場では総合的に交わる事が保育におけるの基本とも言えるため、保育内容をまとめた学びと各領域の学びをうまく繋げるためにも、各領域ごとの学習内容を確実なものにする必要がある。「環境」領域のみを学習するのではなく、保育内容としての領域のひ

とつと大きく捉えておく必要であるとする。

この科目は、子どもが「環境」に関わってどのような活動を展開できるようにするかが重要になるため、「環境」からすべての保育内容への関わりが生まれる大事な領域である。

それでは、「環境」領域は今後、保育者となる学生に向けてどのような学びの変革を行えばよいだろうか。保育内容の変遷の様子を手がかりとして従来の教授法を見直していき、時代に即したかつ保育者を目指す学生が興味を示して学習できる方法を見出すことが今後の課題となろう。

保育の「環境」という概念は、自然においての環境だけではない領域の広域さから、それぞれの正しい理解は、保育の専門職を目指す学生の学びにおいて必須となる。

子どもを保育・教育する立場の保育者らは、どのような「環境」が子どもにとって望ましいかという様々な視点から、子ども理解の視点・環境構成の方法・保育の方法を豊富な情報を探求していく必要がある。

先に述べた様に、保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていることを踏まえ、園児らが卒園時までには育ててほしい姿を意識した「保育内容」や「保育の計画・評価の在り方」についてはもちろんのこと、幼稚園や認定こども園との整合性も学習内容に含める必要があろう。

保育内容の変遷を見ることで、子どもの置かれた環境や変わりゆく時代を予想すると今後の展望もみえる。保育所は元来、0歳からの子どもの多様な育ちを受け入れてきた。その点での保育内容に基づいた保育所運営の変化への早急な対応は簡単ではない。しかし保育所が生活の場であるという点から、生活そのものの場面においての教育が行われる事にも意識をむけてもよいであろう。

保育所においては子どもらの生活を習慣化す

る事や、食育などに代表される幅広い教育機能が期待できる。地域や家庭の変化により、子どもが育つ「環境」は変わっている。かつての地域で子どもを育てていた環境の最後の砦が保育所だともいえる。指針等の解説書が出版されているように、保育所保育が持つ特性や必要な視点を丁寧にみる事で、保育の専門性や子どもへの関わり方の方法や原則がみえてくる。そのためにも、指針に記された該当年齢の子どもとどのように本質的に関わって保育するかをの視点をしっかりと学べる様に教育を行わなければならない。改めて保育者養成課程の質と発展が望まれる。

#### (引用・参考文献)

- 青木弥生 2017 保育内容「人間関係」の理解と実践 についての一考察 改訂の変遷を手がかりとした理解の試み 松山東雲短期大学研究論集
- 岩井勇雄 2001「新保育内容総論」 保育出版社
- 小澤紀美子 日本自然保護協会 Web ページ 「しぜんもん連載第1回 (2014/04/09) 子どもに自然とふれあわせるのはなぜ良いのでしょうか? 幼児期は“知識や知恵を生み出す種子”を育む土壌を耕すとき」〈[http://nacsj.net/kids/post\\_151.html](http://nacsj.net/kids/post_151.html)〉 2018年5月アクセス
- 川俣沙織・川俣美砂子・永渕美香子・圓入智仁・増田隆・那須信樹 2015「保育内容総論」運営上の課題に関する研究」 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要第47号
- 厚生労働省 HP「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ (2016年8月8日)」 〈<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000132740.html>〉 2018年2月アクセス
- 柴崎正行編著 2002「人間関係—人とのかわりに関する領域」 「領域相互論」 (担当小川博久) ひかりのくに
- 田中亨胤 1988「幼児教育カリキュラムの研究 (IV) —我が国におけるニュー・ストラテジー視座—」 兵庫教育大学研究紀要第9号

- 谷田貝公昭・石橋哲成 2017 「保育内容総論」 一藝社
- 日本保育学会 1968～1975 「日本幼児保育史」 フレーベル館
- 日光恵利・榎田二三子 2018 保育内容総論における乳児保育内容に関する一考察 武蔵野大学学術機関
- 原子純 2014 「子どもの遊びの創造 ―遊びの環境を視点として―」 尚美学園大学総合政策論集 19号 保育所保育指針(2008・2017年改定版) 厚生労働省
- 細井房明・野口伐名・大桃伸一 2010「保育の理論と実践」 学術図書出版社
- 無藤隆 2009 「幼児教育の原則 保育内容を徹底的に考える」 ミネルヴァ書房
- 無藤隆 2018 「実践解説書 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)と重要事項を見える化!」 ひかりのくに
- 森元真紀子・川上道子著 2008「保育内容に関する研究(Ⅰ) 平成元年版幼稚園教育要領改定に焦点を当てて」 中国学園紀要第7号
- 森元真紀子・川上道子著 2009「保育内容に関する研究(Ⅱ) 昭和31年の幼稚園教育要領改定に焦点を当てて」 中国学園紀要第8号
- 文部科学省 1979 「幼稚園教育百年史」 ひかりのくに
- 文部科学省 HP 「新しい学習指導要領等を目指す姿(2015年11月登録)」  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1364316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1364316.htm)) 2018年5月アクセス
- 山内信子 2017 「表現」の指導に関する研究:幼稚園教育要領等の変遷に基づいて 聖和短期大学紀要 幼稚園教育要領(2017年改訂版) 文部科学省

*Abstract*

## The Actual Situation and Evolution of Learning Content in Childcare Environment

Noriko GOTO

According to the revision of the guidelines of childcare and the kindergarten curriculum, the contents of “Environment” and the teaching method of learning change. How should we change the childcare training program in the school.

We look back on the environment learning in the past, by consideration the curriculum, the learning contents, the historical change of guideline. We focus on childcare and the kindergarten curriculum “Environment”, and consider how to develop childcare workers.

Keywords: Kindergarten Course of Study · Childcare Guideline · Childcare Training School

